

津市指定管理者選定委員会の設置等に関する要綱

平成18年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に係る候補者（以下「候補者」という。）の公正かつ適正な選定に資するため、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 部長等（担当理事及び総合支所長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項について副市長の決裁を受けて、その所管する公の施設（以下「施設」という。）に係る候補者を選定する委員会を設置することができる。

- (1) 委員会の名称
- (2) 対象となる施設の名称
- (3) 委員とする部長等
- (4) 委員とする識見を有する者その他市長が必要と認める者の氏名等（必要な場合に限る。）
- (5) 委員会の庶務
- (6) その他委員会の運営に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。この場合において、前条第4号の委員は、2人以内とする。

2 委員会に委員長を置き、部長等をもって充てる。

3 委員長は、委員会を統括する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の廃止)

第5条 委員会は、当該施設の候補者が選定されたときは、廃止されるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。